

報 道 資 料

令和2年2月17日

総合政策部人事課
0742-34-4821 (ダイヤルイン)
消防局総務課
0742-35-1199 (ダイヤルイン)

職 員 の 懲 戒 処 分 等 に つ い て

このことについて、下記のとおり令和2年2月17日付で処分の発令をした。

記

1. 市長部局

(1)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
河川耕地課 主務 技術職員 松岡 正幸	52	停職6月	①令和元年8月14日、河川耕地課執務室において、同課男性職員に対して、事前に準備しておいたバケツで背面から頭越しに水を浴びせかけるといふ暴行行為に及んだ。被害状況については、水をかけられた職員がやむなく作業服を着替えざるを得なくなったこと、公用電話機1台が水没により不通となったこと、公用パソコン2台において水没による故障を防ぐために一時的に切電せざるを得なくなったことにより、公務が一時停滞する状況となった。 ②同年6月18日及び20日、同課執務室の石膏ボード製壁面を手で殴り穴をあけるといふ損壊行為に及んだ。 ③計25日間の勤務を欠いたとして平成27年度に停職1月の処分を受けたにも拘らず、今年度もなお計19日間の無断欠勤をした。

(適用法令) 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

(2)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
道路建設課 主事 技術職員	30	減給10分の1 6月	平成28年11月末頃から平成30年10月20日までの休日において、友人3名と大阪の飲食店に赴いた帰りに、近鉄奈良駅構内において、ホームから別のホームに飛び移るといふ行為に及んだ。当該行為を撮影した動画が本年1月18日にSNSに投稿され、動画に「奈良市職員こんなんで大丈夫か?」と記載されていたことから、動画再生回数が200万回を超え、インターネット上で広範囲にわたり情報が拡散した。

(適用法令) 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

2. 消防局

(1)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
① 中央消防署 署長 消防職員 南 尊文	60	停職3月	①地方公務員法第23条の2で規定されている人事評価の実施について、平成31年度4月から9月分を上司から再三の命令があったにも拘らず、自身のみならず所属職員88名分の実施を拒否した。 ②署長として職員を管理監督する立場にありながら、自身の出退勤管理及び休暇報告等を不適切に処理した。 ③同僚職員に対して高圧的な言動を繰り返し、職場の秩序を乱した。
② 消防長 消防職員	59	訓告	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う
③ 消防局 次長 消防職員	60	訓告	同上
④ 消防局 次長 消防職員	57	訓告	同上

(適用法令) ①：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

(2)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
① 西消防署富雄分署 主任 消防職員	57	減給10分の1 1月	平成30年4月以降、勤務時間中にも拘らず、当該分署庁舎内において、同分署に訪れた訪問販売員に対して執拗に物品勧誘行為を行った。また、販売員の勤務場所へ電話による出勤確認や個人携帯へ度々メッセージを送信するなどの行為に及び、さらに、非番日においても販売員を呼び出して商品の説明を行うなどした。
② 西消防署富雄分署 分署長 消防職員	59	訓告	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う

(適用法令) ①：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号